

5. 1. 27
大会議室 (市役所本庁舎別棟3階)
健康福祉部 保険課

令和4年度第2回松本市国民健康保険運営協議会 議事録

○ 係 長 開会の宣言

あいさつ

○ 健康福祉部長

本日はお忙しい中、また天候も悪い中、松本市国民健康保険運営協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。皆さま方には、松本市の国保の運営に関しまして、格別なご理解・ご協力をいただいていることに重ねて感謝申し上げます。

昨年度、この協議会におきまして検討いただきました、保険税率の引き下げを実施いたしました。今年度の決算見込みを後ほどご報告いたしますが、計画通り進んでおり、令和6年までは現行の保険税率でやっていける見込みでございます。ただし、新型コロナウイルス感染症、これが5月から5類になるということもあり、医療費に関しましては公費負担を継続するということではありますが、このコロナの治療費は、非常に高いと言われております。

そのような動向も注意しながら努めて参りますので、よろしく願いいたします。

本日は、国民健康保険特別会計の財政状況と令和5年度の制度改正につきましてご説明申し上げる予定でございます。

委員の皆様には、今後も一層お力添えとご指導いただきますようお願い申し上げます。

○ 会 長

本日は、お寒い中、松本市国民健康保険運営協議会にご出席ありがとうございます。

昨年度に国民健康保険税の改定の答申を行い減税となっております。本年度以降もこのまま減税の体制が続いていくことを願っているところです。

本日は、協議事項はございませんが、報告が2件ございます。財政状況と制度の改正についてとなっております。

今後、保険税の減税の継続等を考えるにあたっても重要であると思われれます。積極的なご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

本日は、よろしくお願ひいたします。

- 係 長
新任委員の紹介

- 係 長
それでは、ただいまから、議事に入りたいと思います。会議の議長は、松本市国民健康保険運営協議会規則第4条第2項の規定により、会長が務めることになっています。

- 会 長
それではただいまから、「令和4年度第2回松本市国民健康保険運営協議会」の議事に入ります。皆様のご協力をお願いいたします。
会議に先立ちまして、お諮りいたします。
報道関係等から取材の申し出がありますが、了承してよろしいでしょうか。
— 異議なし —
まず、本日は17名の委員の皆様のご出席により、過半数を超えていますので、規則5条第1項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。
では、報告第1号「松本市国民健康保険特別会計の財政状況について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

- 保険課長
- 保険税担当課長
— 説 明 —
(松本市国民健康保険特別会計の財政状況について)

- 会 長
ただいまの説明に対し、ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

- A委員
3頁の(4)今後についてですが、現在の財政状況では令和7年度には税率の見直しが必要になると記載がありますが、これは引き上げを前提にした記載でしょうか。

- 会 長
はい。保険課長、お願いします。

- 保険課長
引き上げる前提というより、この前引き下げを行うというときに、3年間は引

き上げないというお話をして改定をしました。令和7年度にはそのときの状況を見て、必要があれば引き上げなければいけないですが、県の方で令和9年度までに保険税についてはロードマップを作って、みんなで考えながら進めているということで引き上げる市町村もありますので、全体の中で考えていかなければいけないと思っております。7年度に引き上げるということではなく、今の財政状況のままとしたら、改定では引き上げなければいけないと思います。ただ、そのときの状況でそうではなくなる場合もあると思います。

○ 会 長

よろしいでしょうか。その他ございますか。

やはり、先程質問が出た今後についてですが、このあたり、みなさんも気になる記載のところではないかなと思います。ご意見何かございましたら、その他の事でもかまいませんがお願いしたいのですが。

1人か2人、ご意見いただければ幸いですので指名させていただきます。

B委員さん、医療機関の方からご意見いただけると助かります。

○ B委員

現場からすると確かにコロナは減ってきているように思います。

ただ、世の中の人達がだいぶ慣れてきたもので、医療機関にかからない、実際には隠れコロナもたくさんいるように思います。だから、今後コロナが増えていくのかどうなのか、最初に平林部長からお話があったように、コロナの医療費という問題があります。

今後については、不確定要素が多すぎて、なかなかそのはっきりしたことが言えないという意見です。コロナの医療費が高く、今後国の方がどこまでを公費にして、どこから保険診療にするかというところでもだいぶ変わってくると思いますが、いわゆるコロナの治療薬というのは非常に高いので、使う機会は限られています。実際は、その辺の扱いがどうなっていくのかで影響します。いずれにしてもソフトランディングしていただけるように国の方をお願いしたいと考えています。

○ 会 長

そうですね。その他何かございますか。

ないようでしたら、報告第1号につきましては、「報告を受けた」としたいと思います。

続きまして、報告第2号に移ります。

「国民健康保険制度の改正等について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○ 保険税担当課長補佐

— 説 明 —

○ 保険課給付担当課長補佐

— 説 明 —

○ 会 長

ただいまの説明に対し、ご意見等ありましたらご発言をお願いいたします。
A委員お願いします。

○ A委員

質問ですが、保険税の改定に伴ってどういう影響があるのかということですが、まず限度額が2万円引き上げられて104万円になるわけですが、ラインとなる所得はどのあたりの人たちがラインになるのか、所得が分かったらそれが2万円引き上げることによって、どのくらいの人たちに影響あるのかということをご説明いただきたい。

それから、2番目の2割、5割の軽減の対象が拡大されるわけですけど、2割、5割のどのくらいの方が拡大されるのか分かったら教えていただきたいと思います。

○ 会 長

お願いします。

○ 保険税担当課長補佐

まず最初に、限度額が引き上げされた場合の所得ですが、所得約796万円で給与年金収入が約991万円の方が104万円の該当になってくるということです。今回の引き上げによる影響額ですが、課税の引き上げの影響額は1,539万円と見込んでおります。

続きまして2割、5割軽減拡大することにより、5割については101世帯、2割については106世帯、合わせて207世帯が該当になります。影響額につきましては、356万円の減になるという見込みでございます。

○ 会 長

A委員よろしいでしょうか。

その他ございますか。

はい、C委員。

○ C委員

お願いします。6頁にありますマイナンバーカードの保険証利用についてというところで質問したいと思いますが、今、健康保険証というものが配られていますが、それは税金を納めれば自動的に市から保険証が配られてくるという一番楽なやり方になっているわけですが、マイナンバーカードになった場合にはどういうメリットがあるのか。そのカードが毎年更新されるのが、何年かに一遍に

更新になるのが、今、お年寄りが大変多いので面倒くさいものが発生する場合には、メリットよりもデメリットの方が大きいのではないかという気がしています。

それについて松本市はどういう考えを持っているかをお聞かせいただければと思います

○ 会 長

お願いします。

○ 保険課給付担当課長補佐

マイナンバーカードの保険証利用ですが、具体的に便利かということと今あるものをお使いいただくのが一番かと思います。国がデジタル化を国全体で進めている中で、特に医療分野、社会保障分野ではメインに進めてほしいと、予算が重点配分され、効率化を図ることを一番目指しています。現実問題、医療機関の方も対応していただいていると思いますが、多分とても大変だと考えています。

もちろん被保険者の皆さんも大変なのですが、実際マイナンバーカードをお持ちで使ってみていただいて、どっちがいいのか試してみてもらおうと良いかと思えます。進んだ医療機関ですと提示することであつという間に受付が終わる場合がありますし、受付の後、面談をしてお話聞くのでそれほど変わらないといった場合もあるようです。

ただ、現状のまま保険証を使うことになれば、それをお使いいただくことも良いですし、診療報酬上は、若干医療費が高くなるということがありますので、そういうことも考えながらお使いいただくというのがまず1点かと思います。

それから、今マイナンバーの利用範囲が拡大しているということがありまして、電子申請がどのくらい便利かは何とも言えないですが、診療情報が一覧できるということで、質の高い医療が受けられると言われていています。本当にそこまで時間をかけて診ていただける状況があればとても良いとは思っています。将来的には検査結果をみんなで共有する等を考えているようです。普通に使う分にはどっちが便利かということはあるかと思えますので、今は、現在の保険証をお使いいただいて問題はないと思いますが、そういうふうに制度が進んでいます。

○ C委員

実は、病院の先生達も大変だと思いますが、施設設備とかシステムとか全てを交換することに対しては、まだ6割もいってないぐらいの状況で、要するに政府としては1人で歩いている、後から誰もついてこないっていうような状況が起こってるのではないかと思っていて、市役所の皆さんもそんな感じを受けているように思います。私達の保険証を使う時には何の問題もないので、何でこれが普及させなければいけないのかというのが、いまいち、よくわからないので、私の考えとしてはちょっと納得がいけないです。そこをここで話をしたということでご理解をいただいて、私一般市民の意見として受け止めていただければと思います。以上です。

○ 会 長

ありがとうございました
その他ございますか。

○ B 委員

実際問題としまして、カードリーダーという機械があるのですが、これは国から給付されて、それ用のコンピュータを買う必要があります。その補助が5割ぐらい確か出たと思います。その残りの5割を払って、今後それをメンテナンスするためのお金がこれからかかるようです。ですから医療機関としてはちょっとお金が出ていくことになります。

それで、今なかなか広がっていかない大きな理由の一つとしては、やはりコンピュータとかがなかなか手に入りにくいという半導体問題がすごくあるみたいでなかなか手を挙げて入ってこないということがあるようです。もちろん入れたくないと思っている人もたくさんいるのだらうと思いますが、実際その患者さんにそれがメリットがあるか、少なくとも単純な意味でのメリットはないように思います。

次は重複投与ですが、いろんな病院でいろいろな薬また同じような薬をもらう方がいますので、それをとにかくカットしたいというのはやっぱり大きな目的だらうと思います。又、健康診断の方について、実際は特定健診のデータが見れることで余分な検査をしなくて済みます。結局僕ら医者は、他の医者がやっていることは、分かりませんので、どうしても重複で検査をしているのですが、そういったことがなくなるというのが財政的には良くなるだらうな。というのと、もちろん必要のない薬をもらってる患者さんにもそういったメリットがあるのではないかと思います。僕の診療所では去年の秋頃からやっています。

○ 会 長

その他ございますか。
はい、A 委員。

○ A 委員

マイナ保険証と今の紙ベースの保険証で、例えば納付に関わることとか、有効期限とかそういう今やっているシステムがありますが、マイナ保険証になった場合にどういうふうにチェックされて変わるのか、完納だと1年になっているでしょ。納付のない方について6カ月出している人もいるわけで、以前の懇談の時に、その短期証をやめるというような話もありましたけど、要するにそういう有効期限が今現在ありますよね。こういうものがどういうふうに変っていくのか。マイナ保険証だと有効期限5年とかですよね。5年間同じ保険証でやるのかやらないのかとか、そこら辺の運用がどうなっていくのかという、C 委員さんも言ったけど、とにかく患者さんにしてみると保険証の交付に関わるものが新たに負荷されるというわけですよ。期日になると保険証が自動的に来たりする。非常にメ

リットがありますけどね。そこら辺の今行われているシステムがどのように変わるのか。その辺をちょっと教えてもらいたいです。

○ 保険課給付担当課長補佐

保険証ですが、マイナンバーカードをカード認証しますと、最新の資格を表示するような形になりますので、短期とかはそんなに影響はないですが、資格証明証を出す場合は、10割ということが分からないといけないので、そのことは表示される形になります。それから一部負担金が3割で良いのか機械上で分かるようになって、保険証の情報と限度額証の情報、特定疾病療養受領証の情報等が連携されています。保険料の未納があるということで、影響がある部分は限度額証の区分が分からない形での表示になります。普通に保険料を払っている方は、それぞれの区分が分かるように表示されます。運用的には私どもの方でマイナンバーカードの保険証利用登録の支援をしています。1つのマイナンバーカードに、今後保険証として使えることを登録すると、常にそのマイナンバーカードで顔認証をしていただいた方がオンライン資格確認のシステムでこのカードを提示した時には、保険情報を渡すことに使えるということがあるだけで、実際カードは5年の電子証明書の有効期限がありますが、10年の有効期限もあって5年ごとその電子証明書の更新をしなければいけないということと、10年に1回はカードの差し替えが必要ということで、ちょっと面倒な部分はあります。

○ A委員

今、保険証は1年というふうになっている、6カ月の人もいるけど、そういうのはよく見ると、この保険証の有効期限が本人は分かりますが、それを見て医療機関はそうじゃなくて患者情報を入れるわけですよ。そういうのがどういうふうにして本人と医療機関に分かるようになるのかってことが聞きたい。

○ 保険課給付担当課長補佐

限度額証については、年度切り替えまでの有効期限の表示はしますが、保険証自体はこれがいつまでの有効期限だということではなくて、現時点での最新の保険証が適用できるという表示がされます。履歴についてもいつからいつまでと表示されます。ですから今加入している人は一応有効期限がないようなイメージで、使った時の今の保険情報が連携されています。

○ 保険税担当課長

補足しますが、今現在の短期保険証だとかそういうようないつまでこの保険証が使えるっていうものはないです。ということで、お医者さんにマイナンバーカードを提示したら、今の時点では国保の資格者または社会保険の資格者というのが分かるということで何日までどうのこうのというシステムではないという内容です。

○ 会 長

お願いします。

○ D委員

今のご質問の件で大学でもそんな話を学生たちに教えている授業もあるので、今まで紙ベースの発行があつて、当然それが1年の期限とか、あるいは何か月とかということで、国保の担当の方を擁護するということ言えば、それを全部保険課の方で管理して期限来る前に更新した新しいものを送るといふ、郵送したり発行するといふ作業が必要だったのだと思います。

それがマイナンバーカードになると大きな枠組みで言えば、その人が生きてるか死んでるか分かる。もう一つは運転免許証の期限も分かる。税金を払っているのか、国民健康保険に加入しているのか、社会保険に入っているのかといふのもカードを挿入した瞬間に国にあるホストコンピューターに全部繋がるんです。

そこで松本市に住んでいる人か、運転免許証があるかないか、失効しているのか、何かあと税金の未払いがあるかどうか、あと先程医療の方からもお話があったように、受診歴全てが入ったカードを挿入した時点で最新の情報が見ようとおもえば見れるということだと思ひます。従ひまして、紙ベースの発行もいらない医療機関で言えば、例えば本当は失効しているのに紙ベースの保険証を出せば、見かけ上使えるわけですよ。ところがレセプトを集計して、例えば松本市の国民健康保険証でしたら、出した瞬間にこの人は未払いがあるとか、あるいはもう権利がないということだ。医療機関だったら診療したお金をもらえないってことも実際に起こると、今度それがマイナンバーカードをカードリーダーで呼び込んだ瞬間にもう権利がないとかあるということが、その窓口で分かるので医療機関も医療費を取り損なうということも防げる、そういう意味では危険なカードといふか国民の情報が全部分かってしまうといふ側面がある点では危険なカードなんですけど、おそらくとりっぱぐれとかそういうことが防げるということと、もう一つはそのカードも分からないですけど、我々のカードも昔は磁気カードでカードリーダーだったのが、今ICのチップが入っていますよね。大きなそういう仕組みが変わらない限りは多分もう、どんどん更新してそれが物理的に使えない限りは有効期限ってことはないのだろうと思ひます。例えばUSBカードが小さいカードになるとか、何かそういう電子機器の大きな仕組みの変更がない限りは基本的には電子上で時期とかこの有効期限が管理されていくので、基本的にその方が何らかの資格を喪失しない限りは電子上で毎回それが記録され、日本のどこに行つても情報が分かるとかそんなことだろうと思ひますので、そういう意味では、知られたくないと思つてるような情報も、もしかしたら知られてしまうといふ側面が出てくるかもしれないと思ひます。とりあえずいろんなマイナンバーカードにスマートフォンと紐付けすると、例えばauとかドコモとかソフトバンクで2000ポイントが20000ポイントとか付くとか言ってますよね。ああやって国がマイナンバーカードとか促進させるような仕組みにお金を出すことによつて、この60%とか70%の普及率になっているということだと思

います。大きな流れからすれば、拒むことはできない流れですが、多分この数年は今言われたように紙ベースのものも使うこともできるし、電子的なものを使うこともできるけど、多分、我々住民のメリットは少ないと思います。メリットがあるのは、行政と医療機関とかそういうところが大きいのではないかなというふうに思います。

○ 会 長

はい。A委員どうぞ。

○ A委員

議論で申し訳ないです。

私はそんな危険なカードを使いたくないと思っています。こんなカードいらないと利用したくないという人が医療機関にかかるときには、今までの紙ベースは併存して残るわけですか。

○ 会 長

お願いします。

○ 保険課給付担当課長補佐

このマイナンバーカードについては、今D委員さんからもご説明いただきありがとうございました。マイナンバーカードは、誰もが保険証を持っているから、まず保険証に紐付けたいというのがマイナンバーカードを普及したいという国の一番の狙いだと思います。そういう中で、メリットデメリットの話題がありましたが、行政も医療機関も、国の発表することの後追いで進めているような状況で、やはり正直困惑しているところがあります。当然、今A委員さんが言ったように、デメリットって心配される方がいっぱいいると思います。我々が窓口でこれがメリットで、これがデメリットということをなかなか言えない状況も正直あります。ですので、保険証がいつまで使えるかということも示されません。将来的に、紙ベースの保険証はなくしたいと言っているのですが、果たして全員が100%マイナンバーカードを持てるかどうか、持たない人に保険証を出さないわけにはいかないと思うので、そういうことについても今後どういう対応をするべきかというような方針が出てくると思います。いずれにしても、マイナンバーカードにつきましては、我々ができることは保険証として使えるという中で、そういう希望する方については、保険証の使える手続きや、ポイントがもらえるようにサポートしていくということです。

医療機関の先生達にも機械を入れたり、経費がかかる中でなかなか進んで行かないような状況がありますので、必ずどの窓口行っても保険証として使えますという説明はしていません。マイナンバーカードが今の段階で保険証として使えるところは利用できますが、全部ではないと説明もしています。本当に正確な説明ができないのが現状です。我々も国の情報が出たら、しっかり理解して、正しく

伝えていかなければと思っています。質問をいただいても、正直しっかりしたお答えができないのが大変申し訳ないですけど、皆さんが心配しているようなことを我々も心配していますし、今後マイナンバーカードについてはしっかり対応していきたいと思っています。また動きがあったらお知らせしていきたいと考えています。

どうかご理解いただきたいと思います。

○ E 委員

今のマイナンバーカードですけれども、確かにメリットデメリットございます。今までの議論はどちらとといえば、平時の話です。

災害だとかいわゆる震災洪水などで、いろいろな機械がハード的にダメージを受けた時、その時に松本市とすれば電源を含めたバックアップ体制等について、どういうふうに今なされているのか、それからそのような時にかかる予算はかなりかかると思いますが、そういう予算はどこから出るのか。そういったことを教えていただきたいのが一つと、もう一つは被害を受けるのはこういう市のサーバだけではございません。もっと困るのは、やはり病院を含めた医療機関で被害を受けるということ、そこで使えなくなった場合に紙の保険証でしたら、とりあえずやることができます。電子化になった場合は全てお手上げです。そうした時に、市はどのようなバックアップを考えているのか、あるいは駄目になったら病院あるいは医療機関のそういうシステムに対して補助をするのか、そういうことをどのように考えているのかをちょっと教えていただきたいなと思います。

○ 会 長

保険課長、お願いします。

○ 保険課長

まず予算とか災害については、我々の方で把握してないのが正直なので、DX推進本部とか、マイナンバー担当課にも、今E委員さんが言っていた意見をお伝えして調べたいと思います。本当に医療機関が災害の起きた時に、どういう対応をするかということについても調べさせていただいて、本当に機械ですので使えない状況の時はどうなのかということもあると思います。ただ、診療が受けられないということはないと思うので、災害の時にそのマイナンバーと紙の状況ということでは明確なお答えが出来なくて大変申し訳ないですが、調べさせていただきたいと思います。

○ 会 長

よろしいでしょうか。

その他ございますか。

お願いします。

○ F 委員

別件でお願いします。

この資料の5頁の国民健康保険税の減免、コロナ減免のことですが、12月末現在で36世帯で約740万という状況なのですが、2年度末と3年度末の数字を教えてくださいませんか。

○ 会 長

はい、お願いします。

○ 保険税担当課長補佐

今のご質問にお答えしますが、2年度末は手持ちで持っておりませんので、3年度12月31日現在の数字をお知らせしたいと思いますが、申請があつて承認した数が141件で減免額が2,537万5千円となっております。

今年度いっぱいの制度ということになっておりますが、2年、3年ぐらい前から、1年延長1年延長できていますので、今後どうなるかは国の方針によりますが、それを注視しながらまた延長されるようであれば、松本市としても延長する方向で考えていければとおもいます。

あと、2年度末の先程のコロナ減免の数字ですが、「松本市の国保」の51頁の一番上(5)の①、これが2年度と3年度の新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免のそれぞれの申請者数、承認者数、減免額ということになっておりますのでよろしく願いいたします。

○ F 委員

ありがとうございました。

この数字の変化をどう見るかというのはありますが、実は私どもコロナの生活福祉資金の特例貸付というのを、昨年9月まで4年間行ってまいりました。

松本市内でこれは延べ件数ですけど、約5,600件、約20億のお金が特例として貸し付けられています。実は報道もされてますけど、この1月からの早い方の償還が始まりました。一定の条件に合う方は免除されるということもありますが、いよいよ借りたお金を返していかなければいけないことになっています。こちらの国税のコロナ減免がどこまで続くかということにもよるかと思いますが、いわゆる生活に困窮されている方が貸付を返済しつづけ、なおかつ、こういった社会負担に関して今後、厳しい状況が続くのではないかと思いますので、ぜひ窓口等で丁寧な対応をしていただくことを要望させていただきますのでよろしく願いいたします。

○ 会 長

ありがとうございました。その他ございますか。

ないようでしたら、こちら2号についても「報告を受けた」としたいと思いません。

以上をもちまして、本日予定された議事は終了いたしました。
皆様のご協力で審議が終了しましたことに感謝いたします。

ありがとうございました。

議事録署名人

会 長 _____

会長代理 _____